

Title	英国王の大権と実際政治上の地位
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.914(18)- 942(46)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國王の大権と實際政治上の地位

占部 百太郎

英國憲法の上で、權力の範圍の最も廣大なるは云ふ迄もなく國王である。然し英國王の憲法上に於ける權能と、實際政治の上に於ける地位との間には、今日非常の徑庭が在るのである。此相異を對照し、説述するのが本文の目的である。

英國は今日も尙王政を保持して居るけれど、其實は佛蘭西よりも、北米合衆國よりも、却つてより多く民衆政治の國柄である。バジレットが英國を假裝したる共和國と評したのは決して誇張の言ではない。此の如く英國人の權利自由の發達し來つたのは、一に國王の權利を制限し、其濫用を防遏して獲得したものに外ならない。其れで英國の憲法史は此意味に於て國王と人民の主權爭奪の歴史である。其久しい争闘の間に、一人の王さんは首を失ひ、一人の王さんは外國に亡命するの慘劇を演

じたけれど、餘り多くの流血を見ないで、着々人民の勝利に歸したのである。人民の勝利には歸したけれど、之が爲國王の法律上の權力は餘り多く削減せらるゝやうな事はなかつた。ダイシイ教授曰く、英國人の重立者が國王の權力に反對して闘争したとき、革命的暴行の時期は別として、國家の元首としての國王の權威を破壊したり、或は之を消滅せしめやうとは企てなかつた。彼等の政略は國王の權力には手を觸れないで、其元首としての行動をば一定の常軌内に拘束すると云ふのであつた。若し此常軌が守られさへすれば、爲に第一、法律の最上權即ち結局人民の主權が保障さるゝのであつた。(The Law of Constitution, chap. viii p. 399)。即ち現今のジョージ五世は昔のエドワード一世が行つた國王に屬する種々の權能種々の特權をば、依然として殆ど全く享受して居るのである。假令法律上國王の有つて居る權力は已に他の手に依つて行はれ、國王が親から揮つて居た權威は大に制限せられて殆ど舊態を止めないけれど、政治は依然、國王の名に依つて行はれ、政府の機關は法律上國王の職に屬する權利を用ひて運轉せられて居るのである。

英國王の昔の地位と今の地位との區別を最も好く説明して居るのは、Sovereign

と云ふ語と Crown と云ふ語である。大概の場合には均しく國王と云ふ意味に用ひられて居るけれど、此兩つの語の間には、大なる相違があるのである。前者は即ち國王が其有つて居る權利、權力、特權を親から行使する場合の意味に用ひられて居るが、後者は即ち法律の表面に於て國家萬般の事を統治すると假定せられて居る神祕で、永久不滅で、大自在力で、決して誤ることなき、凡てを包容する國王と云ふ抽象的人格を謂ふのである。此の専門的に謂へば國王に屬して居る可き、然も實際は國王が行使して居ない廣大無邊なる權力は Nation (國家と云ふ程の意味) とか人民の意志 Will of the People とか、或は他の適當なる抽象名詞を以て呼ぶ可きである。

即ち人民の意志を代表したものとされて居る國會の委員會——内閣(法律上から謂へば樞密院の委員會)が國王の大權 Prerogative の大部分をば、實際行使して居るのである。然らば國王が今日實際行使して居る權威の範圍は何程であるかと云ふ疑問が自から起つて來るのである。が、其間に截然たる區劃を設けることは、中々難かしい業である。國王の大權の現在の狀態を了解するには、先づ過去の歴史に溯つて、國王が親から其大權の多くを行使した場合を説明するの必要がある。

二

前に述べた如く、國王の大權の範圍を限定しやうとて、國會は久しく國王と相争つたのであるが、此争たるや、一七一五年の大憲章の發布から一七〇〇年の踐祚令制定まで續いたのである。爾して此争の結果は即ち大憲章、權利請願書(一六二八年)權利券狀(一六八八年)、踐祚令の四大律令に具體せられて居る。斯くて踐祚令の發布と共に此種の争は事實終結を告げて、結果は即ち國會の勝利に歸したのである。是等英國憲法の四大律令は假令國王の方では多少厭や／＼乍らであつたとは云へ、兎に角人民の希望に對して公然同意を與へた結果であつて、一概に人民が其時の國王の大權を蠶食し若くは侵害したものと速断す可きでない。

今、國王と國會との間の鬭争の原因であつた重なる題目を列記すれば、(一)國王が恣に臣民を禁錮した事、(二)國王の専恣なる課税、(三)平和の時に於て常備軍を保持し、且軍律の施行を命令した事、(四)國會の律令の停止乃至廢止、(五)國會に謀らずして立法した事、(六)裁判に干渉を加へた事、(七)專賣特許や一手貿易の免許等である。是等の國王の行動の中、最も烈しく國會と衝突した數個の事例を舉げて、過去に於ける國

王の大権の範圍を説明しやうと思ふ。

國王の大権の範圍の不定なるを奇貨措く可しとして、最も之を濫用したのは、チュードル朝とステュアート朝の諸王であつた。チュードル朝では羅馬教會との分離を斷行し之に關聯したる王系の争に就て暴虐を行つたけれど、其等の行爲は何れも國會の承認を経たのであつた。剩へチュードル朝の王さん達は政治上の方便からして、恣に國會議員の數を増加したりした。然し當時は薔薇戦争の後を受けて、貴族の大部分は久しい戦争の爲に零落し、人民も亦一般に争亂に厭きて一向治を思つて居た際であつたので、國王が大権を濫用して人民の權利を蠶食しても、強固なる中央政府さへ確立せらるれば、其れで甘心して居たのであつた。所がステュアート王朝の時代になると、時勢は一變した。久しく隱忍して専ら實力を養つて居た英國人は最早國王が或は選舉に干渉したり、或は選舉訴訟を決定する權利を専行したりする事あらば、抗議を唱へやうと、私かに機會を伺つて居たのであつた。ジェームス一世がチュードル諸王の如く召集狀に依つて都市選舉區 Borough の議員を増加したり、市に特許を與へて獨立選舉區としたり企てなかつたのは、此故であつた。王

の治世中に代議士の増加したのは、大概久しく行使せられなかつた選舉區の權利の復活されたものに過ぎなかつた。然もジェームス一世やチャールス一世が下文に述ぶるやうな毎度非國會的暴舉に出たのは、時勢が然からしめた所もあつた。封建制度が衰微して人々は其束縛から解放せられたけれど、之に代る可き何等の政治的義務の理論と云ふものが唱道せられなかつた。其れがら一方に於ては、西歐基督教の統一は宗教改革の爲に破壊せられて、英國では新たに國教の問題が起つて來た。恰も當時主張せられた帝王神權説は、是等の難問題を解決するに偏強の武器であつた。仍でステュアート朝の王さん達は熱心に此帝王神權説を信奉し、其臣民の多くも亦之を承認したのである。

三

(二) 國王が恣に人民を禁錮する事及び不法なる處罰を加ふる事は、自由民たる者は英國の法律に據らずして拘禁せらるゝ事あらざる可しと規定したる大憲章の條項や權利請願書の規定と直接に背反するのであつた。然るに國王は普通裁判所の外、議政府 (Council) 即ち後年の樞密院に於て裁判權を行ふを得ると云ふので、星

法院 Star Chamber 高等法院 the Court of High Commission 等の特殊裁判所に於て、甚だしく人民の權利を侵害したのである。星法院はヘンリー七世が普通裁判所の失費の多い事、其他の弊害を矯めむが爲創設したもので、最初は頗る人望があつたけれど、其後エリザベス女王やステュアート王さん達が異端者を迫害する爲、盛むに之を利用したので、常に苦情が絶へなかつた。仍で星法院も高等法院も一六四〇年の國會で廢止せられた。然し今日英國人の自由に對する最大の保障は實に人身保護律 Habeas Corpus Acts に在るのである。

(二) 國王が其大權を濫用して恣に税を人民に賦課した爲屢々國會との間に激しい衝突を惹起した。國王は戦争の費用や宮廷の奢侈に因つて生じたる國庫の不足を補ふ爲、國會に謀らないで、特許狀や勅令等の手段に依つて、税を課したのである。是れは當時の國會が容易に増税の議に賛成しなかつたのと、且は縦し賛成するとしても、交換條件として種々國王から權利の讓與を主張するの例であつたので、國王に於ても不得已かゝる不法の手段に出でたと云ふ事情もあつたのである。不當課税で訴訟の起つた最も著名な例は一六〇六年のベーツ事件と、一六三七年の

ハムデン事件である。兩つの事件とも裁判官は國王の勝訴を宣告した。然し當時の裁判官は國王の手に任免黜陟の權を握られて居た事、今日は終身官で國會の上奏に因るに非れば、裁判官は其職を剝奪さるゝことはないに考到ると、裁判官等が國王の意を迎へて判決を下したことは決して怪むに足らない次第である。ベーツ事件と云ふのは、近東地方と貿易をして居たジョン・ベーツなる者、カランツ(一種の乾葡萄)百十二封度に付五志の附加關税を拂ふ可しとの命を受けたが、之を拒絶した。此税は特許狀 letters patent に依つて課せられたので、當然不法の課税であると辯護したけれど、稅務裁判所の四人の判事は國王の勝利を宣告したのである。其後國會の苦情が甚しかつたので、權利請願書中に國王は國會の法律以外に、決して課税はしないと、チャールズ一世は約束を與へた。所が王は一六三七年此約束を蹂躪して、英國內亂の最大動機となつた船舶稅 Ship money を賦課して英國史上に有名なるハムデン事件を惹起したのである。此事件も十二人の裁判官中七人は國王の勝訴に賛成して、ハムデンを敗訴せしめたのである。其後此判決は長期國會に依つて取消された。國會の協賛を経ないで國王が恣に課税しやうとする事は、名譽革命と共に

に終を告げた。即ち一六八八年の権利券狀は國會の許可なくして、國王の使用の爲、課金することは不法であると宣言したのである。

(三) 國王が常備軍を備る事、即ち當時に於て常備軍の代りをした民兵 militia を編成して之を保持する事及び平時に軍律執行の命令を發する事も、チャールズ一世に對する重なる苦情であつた。此の如き軍隊が國王統帥の下に在る事が、國會の目には、人民の自由に對する絶へざる脅しに見へたのである。又チャールズ一世は長い間國會を召集しない事があつたので、費用に窮して陸兵や海兵を勝手に民家に宿泊せしめて、苦情を招いた。仍で權利請願書で是等の弊害を革正したのみならず、常備軍の保持は明文を以て禁じなかつたけれど、平時に於て軍律の執行を禁ずと規定した。是れは軍隊の訓練は軍律の執行に依つて適當に行ふことが出来たからである。

王政復古後、陸海軍の統帥權は國王の手に回復せられ、チャールズ二世もジェームス二世も國會の協賛を経て常備軍を保持した。然しジェームス二世は縦に其數を三萬人に増加したので、是れが名譽革命で王が其位を失つた原因の一つとなつた。仍で権利券狀では常備軍を保持し、且平時に於て軍律の執行を命ずるは不法であると宣言したのである。其後ウィリアム三世及びマリーの治世に國會は國王が正規の軍隊を保持することを、一年を限りて許可する事にした。是れが常備軍を保持する必要上從來不規則に開かれて居た國會をば年々必ず開會せしむる間接の方便となつた事は、英國憲法史上の著名なる事柄である。爾後國會は一八八一年迄毎年 Mutiny Acts と稱する此繼續法を通過し來つたが、一八八一年以後は The Annual Army Acts と稱して居るのである。

英國會が國王の武權に對して此の如き制遏を加へたのは、前に述べたやうな種々の理由に出でたのであるが、一つは革命の戦争に依つて、國王の實力が暴露せられ、從來一般に想像せられた如く、國王と雖必ずしも神秘不可思議なる性質を具へて居る者ではないと云ふ事が證明せられたからであつた。アンソン曰く

「英國王の大權は武力に依つて之を維持したのではなくして、慣習と法律に對する尊敬と、幾分は想像も加はり、其れから現在の制度を以て自然の計畫の一部分として之を承認して維持せられたのである。然るに國王と國會との戦争

の結果は、國王及び其徒黨が優勢なる軍隊或は優勢なる組織に對抗するに足るやうな國王の大権に附屬する何等の神秘なる性質を具へて居ないことを暴露した。英國人は結局國王が其背後に優勢の武力を控へて居ない限りは、彼をして法律の範圍内に拘束し得る事を學び得たのである。』(Anson's Law and Custom of the Constitution ii pp. 31—32)

國王が其大権を濫用して人民の自由を脅かすやうな事のないやうに防遏するのが、其武力を制限した重なる理由であつた事は明白である。其他英國の島國たる地理的狀態が海軍を主とし陸軍を従たらしめた事も、英國會が國王の常備軍に種々の制限を加へた一理由たること無論である。

四

(四) チュードル、ステュアート兩朝の時代に、國王は全く國會の決議した法律を停止する權利と、或特別の人々の爲に之を無効とする所謂赦免權ありと主張して屢々法律上の紛擾を惹起した。一六八六年と一六八七年の舊教徒赦免宣言 Declaration of Indulgence に依つて、ジェームス二世が久しく不遇の境涯に陥つて居た羅馬

教徒に種々利權の地位を與へて、審査律以下の律令を停止した暴舉は、痛く新教徒を戦慄せしめて、七僧正裁判事件となり、遂に革命の一大動機となつたことは、英國史上著名なる事件である。

夫れから國王の赦免權 Dispensing Power に関する事件は一八八六年に起つた。サー・エドワード・ヘールズと云ふ人の僕は主人が羅馬教徒であるにも拘はらず、審査律に違反して陸軍士官に任命せられたとの故を以て、五百磅の罰金に對する訴訟を提起した。是れはジェームス二世とヘールズとの間に於ける馴合の訴訟であつたのである。ヘールズは法廷で自分が羅馬教徒である事を否認はしなかつたけれども、國王から赦免の特許狀を持つて居ると云つて辯解した。所が裁判官は何れもジェームスの腹心であつたので、十二人の中十一人までは國王の赦免權を有效であると主張した。仍で、結局ヘールズの勝訴に歸したのである。(尙ほ Thomas v. Sorrel Case 参照)

然るに此の如きジェームス二世の大権濫用に憤慨して倫敦の僧正以下所謂七僧正が一致して國王を諫止した。所がジェームスは却つて七僧正を朝憲紊亂の罪

に問ふて、裁判所に引渡しただけれど、結局彼等は免訴となつた。國王が法律の赦免權や停止權を行ふたに就ては、多少法理上の根據がないでもなかつた事は、之を想見することが出来るが、然し結局權利券狀は、國王が法律若くは法律の施行を停止し又は法律若くは法律の施行を赦免せしは不法なり」と宣言して、是等の問題は解決を告げたのである。

(五) チュードル朝の諸王は古來國王が勅令 *Ornances* を發布して法律の拘束を免れた特權を復活せしめて、*Proclamations* と云ふ異つた名稱の下に之を行使した。此勅令發布の特權を行ふ事はチュードル朝の如き獨裁政治を必要とした時代には或は不得已手段であつたかも知れないが、ステュアート朝でも殊にジェームス一世は甚だ不人望なる目的に向つて此特權を濫用した。仍で國王と國會との間に紛争が起つて、之を裁判官の決定に附託した所が裁判官等は宣告して曰く、國王は新たに何等の罪過をも規定するを得ず、何となれば若し然るを得ることゝせば、國王は勅令に依つて或る重大なる事に關して英國の法律を變更するを得なければなり……又英國の法律は普通法、慣習法、律令、慣習の三種に分るゝも國王の勅令は

是等の何れにも屬せず……國王は英國の法律に依つて與へらるゝ特權の外何等の特權をも有せず」と此宣告にも拘らず、國王は其後も依然勅令を發布し、一六四〇年星法院の廢止せられた迄、勅令は厲行せられたのである。

其他(六)國王が上に述べたやうに、其大權を濫用して裁判官の裁判に干渉を加へて少なからず人民の權利を侵害したので、一七〇〇年の踐祚令は裁判官たる者其職務に過失ない限りは其地位を保持し、唯だ兩院の上奏に依つて免官せらるゝ事となつた。其後一八七五年の律令に依つていよゝ其終身官たる地位が保障せられた。尙(七)實際發明せざる者に對して、國王が不當なる專賣特許權を與へたので、少なからぬ弊害を惹起したのであるが、是れも律令を以て眞に發明をした者に一定の年限(一九〇七年の專賣特許及意匠法 *The Patents and Designs Act* に依つて十四年間と規定せられた)を限つて特許を與る事とせられた。

五

以上數項に亘つて説明したる所に依つて、過去に於ける國王の大權の範圍が如何に廣大であつたかと云ふ一般が略ぼ察せられやうと思ふ。仍で國會は之に對し

て制限を加へむが爲數百年の久しきに亘つて奮闘した次第である。然らば英國の憲法學者は國王の大權に對して從來如何なる見解を抱いて居つたかと云ふに、有名なる英法註釋書を著はして、今日尙英吉利法のオーソリティーと仰がれて居るブラックストンは、最も印象的の語を用ひて、左の如く國王の大權を説明して居る。

「吾人は次に其資格に於て完全で併かも無窮なる國王に對して、數多の權威と權力とを授與する——是等の權威權力を行使して一國の行政府は成立つ——國王の大權の其方面を考量しやうと思ふ。英國憲法では是等の權威や權力が巧みに一人の手に集めてあるのは、其統一と強固と敏速とを期する爲である。故に英國王は嘗だ英吉利國家の主もなる長官であるのみならず、又實に其唯一の長官である。他の總ての官吏は國王の命令に依つて働き、國王に服従すること、恰も羅馬の國家の大革命に依つて同共和國の古來の官吏の有ゆる權力が新たなる皇帝の手に集注せられたのと同様である。」

若し是れを以て大英國に於ける國王の職權を述べたものとするならば、決して

正鵠を得たる説明とは云はれない。彼が此言を爲したジョージ三世の治世は、ハノーヴァー朝の前二代の間に於ける王權の失墜を憤慨して王は所謂キングスフレンド黨を組織して連りに之が恢復に焦慮したけれど責任内閣の基礎は漸次鞏固に赴いて國王の親政は一時の顯象に過ぎず、結局王權が最後の打撃を蒙つた時代である。保守黨の法律家たるブラックストンがかゝる王職の定義を下してから半世紀以上を経たヴィクトリア女王の治世に於て、ブルウアム卿やグラッドストーン等の自由黨政治家も國王の職責に對して定義を與へて居るけれど、未だ何れも肯綮に中つて居るとは謂はれない。ブルウアム卿の説明とグラッドストーンの説明とは大同小異であるから、茲には後者が一八七八年王職に對して説明した分を引用する。

「英國に於ける國王は國民の一致の記號で、併かも社會構造の頂點である。國王は又法律の制定者(協賛に依つて)で、國教の首長で、正理の源で、名譽の唯一の泉である。總ての海陸軍の勤務も、文官の勤務も皆國王に向つて盡さるゝのである。國王は又極めて大なる財産を所有し、法律上國家の全收入を受領する。大臣

の任免もすれば、條約を結び、罪過を赦し、之に對する刑罰の輕減もする。或は戰を宣し、或は和を締結する。或は國會を召集し、或は之を解散する。是等の廣大なる權力をば、大部分何等明記されたる法律の拘束を受けずして行使するのである。然も尙國王は是等の權力並びに有ゆる他の權能の行使に由て生ずる結果に對して絶對に無責任たることを得るのである。

ヴィクトリア女王の治世に於ける王職の現狀を説明したものとすれば、是等の言は決して事の真相を得たものとは謂はれない。王位の實際の占有者が、英國々の最上の支配者であると云ふのも、正理の源で名譽の唯一の泉であると云ふのも、決して事實でない。又國王が官吏の任免を行ひ、陸海軍の動員を命じ、其司令をすと云ふけれども、實際はさうでない。夫れから國王は條約も締せねば、同盟も結ばない。民法や刑法の施行に對しても、實際上何等の監督を加へては居らない。國王が實際行政部の長官であると云ふのは、決して事の真相を語るものではない。然し是等の權力は即ち國王の大權に屬するのである。然らば國王の大權は法律上何程の範圍に亘つて居るかと云ふに、既に前段に述べた如く、國王の大權はチュードル朝及び

ビステュアート朝の時、國會の律令に依つて痛く制限を蒙つたけれども、今尙廣大なる餘地に亘つて居ることは、フーターバジャットの言が最も好く説明して居る。彼は女王ヴィクトリアが國會に謀らないで、如何に廣大なる活動の餘地を存して居るかと云ふことを列擧して、多くの英國人を驚倒せしめたのである。本誌五月號拙稿「英國憲法の本體」參照。かゝる廣大なる權力は、取りも直さず國王の大權發動の結果である。

六

更らに國王の大權を法律的に説明すれば何うであらう。ステュアート朝の時代に方つて、國王は勿論、ベーン等の如き國王の權威の擴張を賛成した法律家や政治家に依つて、下のやうな政治主義が唱道せられたのである。其等の所説に據れば、國王は大權 *Prerogative* として、名の下に廣大なる權利及び權力を有つて居る。其れは國會に依つて制限を受けた部分を除いた謂は、國家の主權の殘餘の總てである。爾して此大權即ち主權 *Sovereign power* の殘餘は、他の英國の普通の法律に比して優等のものであると、かう主張したのである。此の如き政治主義は、前段に述べたやうな

國王は律令の施行を停止することが出来る、或は一部の臣民に對して律令に服従の免除を許すことが出来る、と云ふ此政治主義から自然演繹せらるゝ結論と相待つて、確かに大權の發動に繋がる高き國王の權力は、遙に國會の法律制定權から踰越して居ると云ふ思想を生ずるに至つたのである。ステュアート朝の諸王が國王の大權をば、斯の如く高いものにしようと企てた結果國會と屢々衝突して、遂には夫の如き内亂や革命を誘ふた次第は、既に述べた通りである。要するに國王の大權と云ふのは、國會の律令に依つて檢束を受けて居ない、國王の手許に残存して居る所の種々の權利、特權、並びに英國憲法學者の所謂附屬性 Attributes を總稱したものである。爾して英國王が此大權を享受するに至つた由來を釋ぬると、結局左記の三原因に歸着するのである。

第一、英國史の草創時代から國王が政府の各省に亘つて有つて居た行政權の今も尙殘存して居るのがある。即ち古昔國王が人民を率ひて外敵と戦つたとき、又は平時國務を執つたとき、最後の決定を與へた者は彼であつた。此權力は或は國會の律令に依つて削減を受け、或は多くの慣例的制限や實際的制限を蒙つたけれど、尙

ダイシイ教授の所謂行政部の裁斷自由なる權威 discretionary authority of the executive として存在して居る部分があるのである。

第二、英國王が封建制度の首長として最上の地主であつた即ち有ゆる英國人の封建君主としての地位に由來する大權の部分と云ふのが在つた。此點から觀ると、國王の英吉利と云ふ國土に對する關係は猶ほ封建制度の莊園の領主が各自の莊園に對する關係と同様であつた。隨つて、國王は所有者のない財産が封建君主に復歸する權利とか、發掘物に對する權利とか、臣下の結婚に干渉したり白痴瘋癲を監督する權利とかを凡て有つて居たのである。其れであるから、封建法に依つて、配下の臣民が其領主に服従する約束に違背した場合には、隨つて叛逆罪と云ふ概念が發生して來たのである。今日では、國王の一身に對する叛逆罪は、國王が代表して居る國憲に對する叛逆罪程に重大視せられて居ない。爾して忠順 allegiance と云ふ事は國王に對する忠義の保證としてよりも、寧ろ英國臣民たるの證左として看做されて居る。是等の思想は何れも封建時代に於ける臣民が國王に對する關係から發生したものである。

第三、國王が法理に據つて附與せられた權利即ち附屬性と云ふのがある。是等の權利は元來實際上の便宜と云ふ觀念に基因して居るけれど、後には一種の法律的規則に變化して來て、爲に豫期しない不便なる結果を齎らすに至つた。永續性 *Perpetuity* と謂ふのが即ち其一例である。新しい國王は最も短い期間を隔て、前の王の後を襲かねばならぬ、又如何に短い間と雖、國王の平和即ち王政の中絶することがあつてはならぬと、恚う云ふ理論が唱道せられて來た。世襲の權利が一層厲行せらるゝやうになつてから、舊王の崩御と新王の資格の完備する間に於ける選舉の手續が益々重要な度を減じて來た。即ちエドワード四世は系圖上の資格が證明せらるゝが否や、直に其治世が始まつたものとせられた。斯くて爾後永續性は國王に附屬したる性質と看做されて、國王は決して崩御せず、又王位は決して空虚ならずとの格言が発生したのである。假令實際上の便宜に基因したとは云へ、此法理はジェームス二世が佛國に亡命した際、非常に不便であることが發見せられたと云ふのは、王位は決して空虚ならずと唱道せられたにも拘らず一時の紛擾を防がむ爲、王位の空虚を宣言しなければならぬ境遇に立至つたからである。

次に判斷の完全 *Perfection of judgement* と謂ふことも亦國王に附屬する性質である。ブラックストン曰く「英國王は常に不正を行ふことが出來ないのみならず、又不正を考へることさへ出來ない。彼は決して不當な事を爲す者と意味することが出來ない。國王には愚とか弱とかは在られない」と。故に國務大臣 *The King's Ministers* が國王の行爲に對して責任を負ふことゝせられて居る次第である。(Anson's Law and Custom of the Constitution, ii pp. 3—5)

「國王は不正を爲す能はず」と云ふ格言は、各裁判所に於て解釋せらるゝ所に據れば、第一、如何なる法律上の先例に據つても、其行爲に對して個人的に責任をば國王に負はしむることは出來ないことを意味するのである。若し極端なる例を擧ぐれば、國王が親から宰相を射殺する事があつたとしても、其行爲に對して英國の如何なる裁判所と雖、裁判をする權能は有たぬのである。第二、此法律的格言は何人たりとも、國王の命令若くは上官の命令なりと稱して、法律上理由なき如何なる行爲をも辯護することは出來ないと云ふ事を意味して居るのである。

七

以上述べた三個の原因から發生した所の國王の大權は、權利請願書や、權利券狀や、踐祚令やに依つて痛く削減せられたので、ステュアートの朝末路以後の英國王は最早國會の協賛を経ないでは、租税を賦課したり、法律を發布したりする權利を有たざるは勿論の事、陸海軍をも勝手に動かすことは出來ないやうになつて居る。其他國王は昔日の如く國會の決議に依らざる勅令を施行せしむる爲、星法院のやうな特殊の裁判所を設立する事も出來ねば、裁判官に干渉を加ふることも出來ない。其れから踐祚令は國王の大璽を捺した特赦狀と雖、庶民院の彈駭に對する辯護にならないと規定したので、國王は其國務大臣の不法行爲を庇護する權力をも剝奪せられたのである。

此の如く大權を制限せられたので、國王は最早國會の好意なくしては、一國の政務を行ふことが不可能になつた。仍で結局庶民院に多數を制する政黨の領袖の中から、國務大臣を選任せねばならぬ慣例が發生したのである。即ち國王は内閣と稱せらるゝ國務大臣の團體の輔弼に依つて、政府の各省を通して行政することが最早動すことの出來ない憲法上の主義となつた。爾して此憲法上の主義こそ、國王の大權の行使と、國會に於て表明せられたる民意とを調和す可き唯一の實際的手段として承認せらるゝに至つたのである。

之を要するに、英國王の現在に於ける大權の状態は、之を法律上から觀れば、依然頗る廣大なるものが存するけれど、是等の權力を實行する上に於て種々の制限を受けて居る。制限を受けて居ると云ふのは、國王の名に於て政治は行はれて居るけれど、實際に於ては、一定の軌道を通じて大權を行使する事に檢束せられて居るとの謂である。此一定の軌道さへ通じて大權が行はるれば、即ち國民の意志と何等の衝突を惹起す患はないのである。

八

英國王の現在に於ける大權の状態を述べれば、凡そ下の如くであらう。國王は一國行政部の首腦で、其れゝの官吏を通じて法律を實施する。即ち國家の有ゆる行政權は、國會の律令に依つて規定せられたると、又は嚴に大權の一部を成して居るものたるを問はず、悉皆國王の名に於て執行せられ、國會の律令に依つて特に或種の官吏に直接權力が與へられて居る場合の外、一切國王の權威に依つて執行せ

らるゝ、法律的に云へば行政權の或ものは、實に議政府に於ける國王 King in Council 詳言すれば其樞密院と共働する國王に附與せられて居る。然るに樞密院は何等獨立の權威を有つて居る者ではない。併も實際上の目的からして、國王の任命にかゝる主要の大臣等が其樞密院を組織して居るのであるから、是等の權威と雖矢張り國王に存すると云つて宜しいのである。

次に國王は國會内の或役員及び純粹の儀式官に過ぎない少數の大官 (High Ministerial) 及び Grand Falconer の如き) を除けば、全國の官吏は國王に於て直接若くは間接任免の權を握つて居る。所が國王の任意に免黜する能はざる除外例がある。即ち前に述べたやうに、裁判官は其職務に過失ない限り、其地位を保證せられ、夫れから印度參事院議員 Members of the Council of India、並びに會計検査院長 Controller and Auditor General 等も所謂終身官である。是等の官吏と雖、國會の上奏に依つて免職することが出来るのである。

國王は又國會の定めた費途に遵由して、親署に依つて公金の支出を許可し、而して之を使用する。夫れから國會の律令と牴觸しない範圍に於て國王は其權力を用ゐて、法人設立 Incorporation の特許を與ることが出来る。所が第十九世紀に於ける前後三回の選舉法改正と、都市の自治及び地方制度に關する諸律令通過の結果、政治上の權力を與るの特許は、今では國會の律令の結果以外には賦與することは出来ないうやうになつた。

尙國王は國會を召集し、解散し、停會する權力を有つて居る。又宣戰媾和を布告し、海陸軍の大元帥として兵馬の權を握り、爾して云ふ迄もなく諸の律令及び Annual Army Act の通過に遵由して軍政の規則を造る。外國と條約を締結し、大使公使を派遣して外國との交誼を修むる權力もある。但し國會の協賛を経ないで人民に負擔を課し、或は法律を變更するが如き條約を結ぶ事は出来ない。而して國會の同意を経ないで、何程まで人民の私權を侵害し、又は領土を割讓することが出来るかは、今尙疑問に屬して居る。國王は又犯罪人を特赦し、貴族を封じ、名譽稱號を與へ、僧會を召集し、僧正任命の權力をも有つて居る。然し總て是等國王の大權に屬する權利を行ふに方つて、國王たる者は大權の適當なる行使に對して國會に責任を負へる内閣大臣の輔弼に依らなければならぬ事は、既に論述したる如くである。

夫れから近代に至つて、國會は地方政府、公衆衛生、貧民救助、勞働者の住宅、教育、電車、電燈、其他凡百の事業に關して法律を作り、公然と表明こそせざれ、是等法律の實施に就ての監督權をば國王に委託して居る。殊に教育及び警察に關して、國庫から補助金を下附する場合に於て爾うである。此の如くして、地方當局殊に町村等の小自治團は、過去に於ては全く知らなかつた程、國王の監督の下に置かれたのである。

九

米國の政治學大家バージェスは、英國憲法の現今の形態は一八三二年の選舉法改正を起點として出來たものであると論じ、隨つて國王の職權に關する英國在來の歴史的研究を以て時勢後れの方法であると評し、尙英國は責任内閣的共和國であつて、國王は管だ儀式的の傀儡たるに過ぎないと斷じて居る。(Burgess' Political Science and Constitutional Law i. p. 91.) 一種奇抜の觀察とは思はるゝけれど、多數の英國人は、此の如き評論を承認することを好まないであらう。英國人は國王が今日既に政治をしないけれど、矢張り政府のコントロールに與つて居る事を充分承知して居る。

爾して其コントロールの方は國王の人物等時の境遇に依つて、強弱はあるとしても、何れにしても實體的である。

國王が國政に與つて居る詳細なる範圍を説明する事は困難である。然しグラッドストンの一文は英國憲法の古典的學者の所論の概要を盡して餘蘊がないと思ふ。彼は曰く、國王の役目の性質は一變した。然も此大なる地位は其勢力を殺がれて一片の幻影と爲されたと云ふ譯ではない。眞理と簡潔とに最も近い説明は恐らく下の如き陳述に於て發見せらるゝであらう。即ち國王の役目の性質の變化は少なくとも内的に於ては一個の變革 Transformation と云ふの外はないが、其變化の實體は主として、幸にも國王の權力 Power が其勢力 Influence に代へられた所に發見することが出来る。と。何時たりとも、内閣が辭職すれば國家の全權は國王の手に復歸する。詳言すれば、一内閣が退いて他の内閣が任命せらるゝ間、權力は常に國王の手に存する。且國會の多數黨の領袖の何人が宰相職を授けらるゝやを決定するは、國王の親から行ふ義務である。如何なるステーツマンに内閣の組織を命ず可きかを決する權利は、假令其選擇の範圍は制限せられて居るにもせよ、依然國王の手に存し

て居る。又憲法の慣例の或制限内に於て、國王は宰相をして國會を解散せしめ、新たに國民の意志を問ふことも出来る。國王が政治以外の領分に於て有つて居る大なる勢力の事は本文の範圍外に屬するけれど、憲法上國王の大權に屬し、併も國王が親しく行使して居る權力及び勢力も今尙此の如く廣大なるものがあるのである。(完)

最近の巴爾幹問題 (三)

林 毅 陸

九

土耳其が協商諸國に反いて獨塊に就くに至りたる其次第は、吾人既に之を述べたり。吾人は今や轉じて、勃牙利が獨塊に加擔するに至りたる經過、並に希臘が一時殆んど協商諸國の味方として起たんとし、然も遂に曖昧なる中立を守り、今日に至れる其顛末を語らざる可らず。此等は孰れも協商側の外交の失敗を意味すること、土耳其の場合と毫も異ならず。否、失敗の程度は寧ろ更に大なりと謂ふも敢て不可ならず。蓋し土耳其人は本來恐露憎英の感情を有し、其の親獨的傾向は夙に顯著なりしが故に、其の遂に獨に就くに至れるは敢て深く驚くに足らずと雖も、勃牙利及希臘に至りては、本來露英佛に對して特別の緣故を有するものたり。協商諸國が或